様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	所有者以外による重要文化財の公開の許可		
根拠法令名	文化財保護法		（条項）第５３条第１項
基準法令名			（条項）
所管部署	市民部文化財保護課		
標準処理期間	３０日	法定処理期間	

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

【公開の許可基準】

・公開場所となる施設において、過去に国宝・重要文化財を公開したことがあること。
・新設施設及び過去に公開をしたことのない施設の場合は、「都道府県教育委員会への権限委任について(昭和３９年６月２７日　文委庶第４５号　文化財保護委員会事務局から各都道府県教育委員会教育長あて通知)」を準用して事前に協議をしていること。
・国宝・重要文化財公開取扱注意品目に該当しないこと。
・公開が指定物件の保存に影響を与えないこと。
・公開の実施体制が整っていること。

参　考

【根拠法令】
文化財保護法
第５３条　重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。